

近代化えひめ歴史遺産総合調査事業の実施について

1 調査目的

本県の近代化遺産は、萬翠荘や長浜大橋など、県や市町の指定文化財や国の登録文化財になっているものを除き、文化財として保護されているものは必ずしも多くない。

本県では、県民環境部が近代化遺産の調査事業（以下、「既存調査」という）を実施し、その分布状況や概要が報告書に取りまとめられており、これにより、近代化遺産は広く県民に親しまれている。県教育委員会では、既存調査の成果を活用しながら、改めて文化財としての学術調査を行い、近代化遺産を文化財指定等によって保存・顕彰するための基礎資料とする。

既存調査と今回調査の比較

調査項目	所在リスト化	歴史的沿革	建築学特徴	図面類	保存状況等
既存調査			×	×	
今回調査	活用	活用	調査	測量等	調査

2 調査期間 平成 23 年度～24 年度（2 ヶ年）

3 調査対象

(1) 地域 県内全域

(2) 物件

県内に所在する幕末（1853 年）から第二次世界大戦終了時（1945 年）までの間に建設され、日本の近代化に貢献した産業・交通・土木に関わる建造物（各種の構築物、工作物を含む）とする。

用途による分類 … 文化庁による近代化遺産（建造物等）総合調査の分類の工を改変

ア．産業

1 次産業（農業・漁業・林業・鉱業など）

2 次産業（製造業・建設業・電気・ガス業・工業など）

3 次産業（商業・店舗・銀行・薬局・旅館・レストラン）

イ．交通

駅・鉄道・道路・港湾

ウ．土木

堰堤・砂防・ダム・電気・上下水道

エ．その他

官公庁舎（県庁・市町役場・裁判所・警察署・郵便局・電話局）

学校（小中学校・高校・大学・幼稚園）

文化福祉（図書館・博物館・公会堂・劇場・病院・浴場・保育所）

住宅（農家・町家・住宅・別荘など）

宗教（寺院・神社・教会など）

その他（軍事関連など）

構造による分類 … 文化庁による登録有形文化財（建造物）の考え方に d を追加

a．建造物（住宅・ビル・校舎・本堂・社殿・駅舎）

b．土木建造物（ダム・橋・堤防・隧道）

c．その他工作物（石垣・プラットホーム・門・塀・井戸など）

d．a～c と一体となって保存されるべき設備・器機

4 調査方法

(1) 調査

既存の『近代化遺産総合調査報告書』〔平成15年3月〕のデータを活用する。
市町教育委員会の協力を得て、既存調査の全物件について次の調査を行う。

- ・ 保存状態などの現状確認する。
- ・ 既存の図面類を極力調達する。
- ・ 新たな調査候補物件の掘り起こしを行う。

の調査結果と既存調査の各種データ（所見や写真・略図や追加物件データなど）を一元的に整理した『近代化えひめ歴史遺産データベース（仮称）』を作成する。

の『データベース』から、物件の用途や構造を勘案しながら、報告書で詳報する物件を絞り込み、選考物件について、文化財の学術調査として必要なデータを収集するための現地作業（23年度：東予・中予地方、24年度：南予地方）を行う。

〔現地作業のポイント〕

ア 建築学的な特徴（技術や技法・形態や意匠）の観察・記録（写真）

イ 図面類（平・立面図、位置・配置図）の作成

ウ 分野別（産業・交通・土木・建築・その他）の価値判断に役立つデータ収集

エ その他（保存状況の確認や歴史的沿革の補足データ収集）

(2) 報告書作成

調査の結果は、現地作業を行った年度内にその整理作業（の『データベース』に追補）を行い、調査報告書に掲載する物件解説の素原稿とする。

調査報告書は、全調査を終える24年度に、詳報物件の物件解説や論考（各物件を全国的、又は全県的な見地から評価する総論や分野別の各論）を盛込んだ内容のものを刊行する。

5 調査体制

調査事業は、既存調査を担当・実施した、財団法人えひめ地域政策研究センターの原資料を全面的に活用することから、同センターに委託して行う。

なお、同センターは、専門家（調査委員5人・調査員5人～10人）の協力を得て実施する。